



平成29年12月議会報告

質問 1:狭間児童広場に関する等価交換について
その法的根拠を質問しました。

平成 28 年 12 月 28 日、前副市長を会長とする市職員幹部だけの「豊橋市不動産取得処分審査会」は狭間児童広場(公共用地)約2,200㎡と再開発組約1,000㎡(地権者:中部ガス不動産(株))の土地を同額として等価交換を決定しています。しかし、市側の答弁から、この交換には法的根拠がないことが分かりました。大変不条理、不当な決定です。

市民への説明責任が全く果たされていません。

この等価交換は取り消すべきです。

本年も「徹底情報公開とムダ撲滅」を追求
知行合一 改革の歩みは止めません
本年もよろしくお願ひします
平成三十年 元旦

謹んで新年のお慶びを申し上げます



豊橋市議会議員
寺本 ひろゆき
紘基会

市民の財産の

狭間児童広場の等価交換には法的根拠なし！！
3億円も損するような土地交換決定は取り消すべし

●寺本の質問の概要:

市民の財産である公共用地約 2,200 ㎡(B)とその半分以下の私企業の土地約 1,000 ㎡(A)との交換が、同じ土地価格として等価交換されると市は決定しています。しかし、このことについてはたいへん疑問があります。

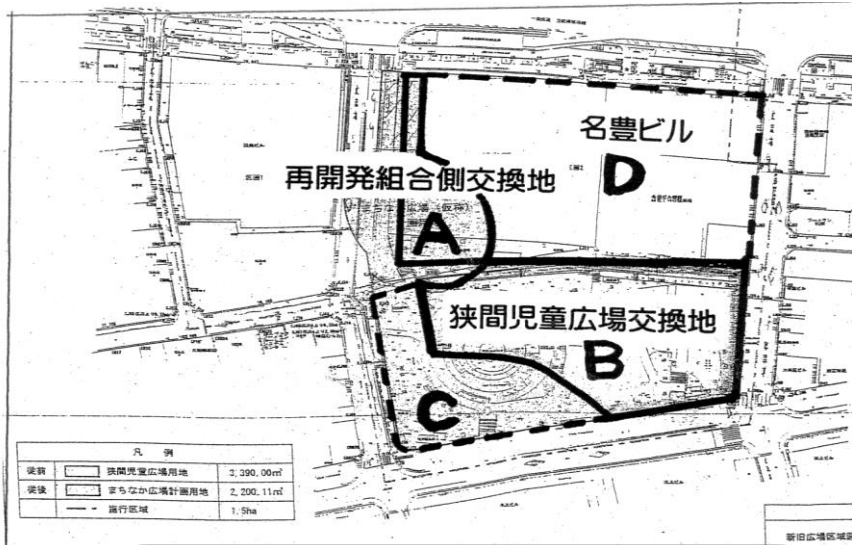
まず、等価交換の特例とは、固定資産の交換において譲渡がなかったとする法の特例は、土地と土地を交換したときの両方の時価が同額の場合と定めています。市は再開発組合との土地交換によって狭間児童広場の土地が約 1,000 ㎡縮小されるが、価格は従前従後を同額とし等価交換と決定しています。平成 28 年 12 月 28 日に「豊橋市不動産取引審査会」で決定された等価交換とした法的根拠を伺います。

●市の答弁(都市計画部長)の概要:

狭間児童広場と新たに整備するまちなか広場(仮称)の用地を等価交換するための事務手続きが行われました平成 28 年 12 月 28 日開催の「豊橋市不動産取得処分審査会」での用地交換承認決定の法的根拠でございますが、豊橋市不動産取得処分審査会につきましては、本市における不動産の取得、処分等を適正に実施するために設置された必要な事務手続きであり、直接的には個別法に基づくものではありません。

等価交換の決定につきましては「豊橋市不動産取得処分審査会」について直接的な法的根拠はございません。

(至 豊橋駅 ← 大橋通り(市電))



図は駅前大通二丁目第1市街地再開発事業における区画。高層マンションの敷地は電車通りから奥に広がり、A+Cのまちなか広場(仮称)はマンションの中庭のようだ。マンションの2フロアー(2,3階)は市が買い取り、工事・備品すべて税金で公営「まちなか図書館」(仮称)が入る。試算約30億円の2分の1は交付金である。つまり、税金。再開発組合側事業費の約220億円の約45%98億円が市・県・国からの補助金である。特定業者優遇策・・・か？

●豊橋市不動産取得処分審査会は

AとBの土地交換により市側の土地B+C(従前)がA+C(従後)になる。これによって約1,200㎡縮小するとしても、Aの上部が表通りに面するのでA+Cの合計の土地価格は上がり、従前のB+Cと同額になるので等価になる、という市の説明です。

実に理解しがたい決定がされています。その理屈なら、再開発組合側はBとDがつながり表通りに面するので、Bの土地価格は相当額上がることとなります。また形状的経済価値から考えても、再開発組合(私企業)側の利益は相当なものになるでしょう。その土地交換には譲渡税がかからない。


市は、こういう土地交換の特例の等価交換で処理する計画なのではないですか？



豊橋版「森・加計学園」問題とまでは言いませんが・・・



質問 2: **地方自治法の要・2条14項/税金を使う者は「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を踏まえて質問しました。**

 平成 28 年 5 月の道路照明等設置工事の入札において、応札業者 17 社の入札価格が、市の設定した最低制限価格より低いことで市は全社失格としました(表 1)。これはプロの業者 17 社の見積もりより市職員の見積価格が実勢価格として適正と判断したからでしょうか？また再入札によって約 800 万円も最初の入札より高い落札価格になっています(表 2)。この理由について 質問しました。

最初の入札は入札業者 17 社すべて失格！理由はダンピング

**税金の無駄遣い
欠陥制度の決定版**

市は再入札において 17 社に最低制限価格の引き上げ率(H28年度改定)を通知して入札を実施しています。当然下記の入札価格になります。これって公正な競争入札と思いますか？

最初の入札(表 1): 道路照明灯(65 基)設置工事 1-1
 予定価格 23, 324, 000 円
 最低制限価格(税抜き) 19,985,940 円

表 2: 再入札 (照明灯を 65 基から 64 基に減らした。)
 予定価格 23, 235, 000 円
 最低制限価格(税抜き) 19,907,302 円

入札業者名	入札額	結果
株式会社●●●●●●●●	11, 753, 000	失格
●田電設株式会社	12, 530, 000	//
●電気工事株式会社	12, 877, 000	//
有限会社●口電気工事	14, 792, 000	//
●●●電装中部株式会社	14, 984, 300	//
株式会社三●	16, 000, 000	//
株式会社電●社	16, 170, 000	//
豊●電設株式会社	16, 229, 500	//
有限会社●和電工	16, 532, 000	//
株式会社●山電機商会	16, 888, 000	//
●中電気株式会社	16, 940, 000	//
株式会社●本電機商会	17, 000, 000	//
中●野電設工業株式会社	17, 300, 000	//
有限会社●●夕	17, 620, 000	//
●豊電気株式会社	17, 900, 000	//
●●イ電業株式会社	18, 053, 000	//
株式会社●●●ム	18, 800, 000	//

照明灯 1 基減って予定価格は 8 万 9 千円下がったのに

最初の入札より 818 万円増額！業者は役所が決めた最低制限価格に合わせざるを得ない。


入札業者名	入札額	結果
●●イ電業株式会社	19, 910, 000	落札
●電気工事株式会社	19, 800, 000	失格
●田電設株式会社	19, 897, 000	失格
●中電気株式会社	19, 910, 000	参加
株式会社●本電気商会	19, 912, 497	//
●●●電装中部株式会社	19, 919, 900	//
株式会社社●●●ム	19, 920, 000	//
有限会社●●夕	19, 920, 000	//
豊●電設株式会社	19, 921, 000	//
中●野電設工業株式会社	19, 923, 000	//
株式会社電●社	19, 933, 000	//
株式会社●●●●●●●●	19, 935, 000	//
有限会社●和電工	19, 937, 300	//
●豊電気株式会社	19, 946, 000	//
株式会社三●	19, 962, 000	//
有限会社●口電気工事	20, 005, 000	//
株式会社●山電気商会	20, 055, 000	//


1 回目入札 H28/5/16 入札不調 再入札落札決定日 H28/7/6

表作成: 豊橋市契約検査課より。寺本が●塗り等行った。

市の答弁の概要: 最低制限価格を平成 28 年度から、それまで予定価格の約 72% であったものから約 86% に引き上げました。最初の入札は改定前の 72% を目安に入札額を算定したために 17 社すべてが最低制限価格を下回ったものであります。最低制限価格の見直し後最初の入札であったためこのような結果になりました。
 (※ということは、業者は最初の入札額でできるってことじゃないのか！？わざわざ高くするのは地方自治法違反だ！(T))

最低制限価格は、市職員が積算単価表などから計算機 1 台で算出、設定する。入札額が、この額を 1 円でも下回ると調査することなくダンピング、契約不履行のおそれありとして業者は失格となる。最低制限価格の掛け率は公表されているので、おおよその最低制限価格がわかり、この額を目安に業者は入札する。競争原理が働かないデタラメな入札制度である。この制度による無駄な支出は年間推計 30 億円。これらが必要とされる福祉に回すことができたならば・・と思う。

 **4 年連続豊橋市議会議員の報酬及び市職員給料の引き上げ案等に反対。主な反対理由は以下の通りです。.....残念ながら反対したのは私一人で、議決されてしまいました。**

- 本議案は昨年同様人事院の勧告を受けての措置。勧告の基準となるデータは、従業員 50 人、100 人、500 人以上いる民間企業を対象に調査しているだけで、雇用労働者全体の 4 割を占めている非正規雇用労働者は調査対象でない。これでは民間所得の実態に合った調査が踏まえているとは言えない。また地方の実態が調査されているわけでもない。
 (※引き上げ勧告する人事院職員も、給料が引き上げられる公務員だ！！お手盛りそのもの)
- 奨学金の返済に苦しむ若者や派遣社員の窮状、国地方の厳しい財政状況、そして差し迫った超高齢社会に対する福祉財源などを考えれば、子や孫たちの借金財政で公務員及び議員の給料、報酬の引き上げをすべきときではない。



詳しい情報は寺本ひろゆきのホームページをご覧ください。
http://www.geocities.jp/teramoto_kokikai
 総基会代表 寺本ひろゆき 豊橋市賀茂町字石城寺 4-6
 携帯/090-8458-7575 FAX/0532-88-3422



H29 年 12 月議会報告会を開催
 どなたでも参加できます。お気軽に！
 と き: 平成 30 年 2 月 18 日(日)
 午前 10:00~正午
 と ころ: 豊橋市民文化会館
 第 3 会議室

今年度も政務活動費(年間 108 万円 10 年通算 1080 万円)を辞退して議員活動を行なっております。総基会では会員を募集しております。詳しくはホームページを参照ください。